

令和２年度 第２回 京都市環境審議会

日 時 令和２年１１月１２日（木） 午前９時３０分～１１時３０分
場 所 ホテル ルビノ京都堀川２階 みやこの間
出席者 綾野委員，池本委員，石川委員，一原委員，上田委員，大久保委員※，
大島委員，尾崎委員，小幡委員，○笠原委員，小杉委員，坂野上委員，
塩路委員，田浦委員※，千葉委員※，佃委員（代），内藤委員，西岡委員，
仁連委員，橋本委員，久山委員，伏見委員，森口委員，森本委員，山田委員，
湯本委員，米澤委員
欠席者 織田委員，鴻上委員，桜井委員，諸富委員，山本委員，渡部委員
(○＝会長，※＝オンライン参加，五十音順)

１．開会

・長谷川環境政策局長 挨拶

２．審議

(１) 次期京都市地球温暖化対策計画の策定について（答申案）

笠原委員 本件は，京都市長から令和元年７月３０日付けで本審議会に諮問があり，地球温暖化対策推進委員会に付議したものである。地球温暖化対策推進委員会における審議状況を仁連委員長と事務局より説明を願う。

仁連委員 昨年京都市長より諮問を受け，地球温暖化対策委員会では，京都市は京都議定書発祥の地であることを踏まえ，日本をリードする先進的な取組となるよう，検討を行ってきた。

２０５０年に二酸化炭素排出量正味ゼロにする，つまりは化石燃料に依存しない文明を構築するという京都市の目標を具体化するために，２０３０年までにどういう取組が必要なのかを検討し，諮問に応えられる答申案を取りまとめたが，不十分な点があれば，指摘いただきたい。資料の説明は事務局に願う。

事務局 (資料説明)

笠原委員 御意見や御質問があれば，発言を願う。

塩路委員 全体として，多面的かつ網羅的に記載されている印象を持った。

P２７～P２８の方針１６と１７には，V２G（vehicle to grid）やMa a Sなどが盛り込まれ，P２９の方針２１には地産地消にも言及されているが，分散型で問題を解決していくという観点がもう少し強調されても良いのではと思った。質問が２つある。

１点目。京都市は，２０３０年度には２０１３年度比で温室効果ガスの

排出量の40%以上の削減を目標としており、国の26%減に比べるとかなり挑戦的な目標設定である。P17に、消費電力に占める再生可能エネルギー比率を35%に引き上げるとあるが、国のエネルギー基本計画では、再エネ比率の22%~24%に加え、原子力由来のものが20%~22%のため、合わせると二酸化炭素を排出しない電源構成が40%以上になっており、それと比べると、再エネ比率を35%だけでは少ないように感じる。その他の電源についてはどのような想定をしているのか。

事務局

質問の2点目。1つ目の質問に関連して、P5図1の温室効果ガス排出量の推移の傾向と、P7図3のエネルギー消費量の推移の傾向が異なっている。例えば、図1では2016年から2017年にかけて、温室効果ガス排出量が減少しているが、図3では消費量が増加している。その理由が分析されていれば、対策を立てるヒントになるのではないかな。

1点目について。P19の表4の部門ごとの削減見込量の最下行に排出係数の想定を示している。国は2030年度目標の排出係数を全体として0.37と想定している。本市では、再エネ100%の電気等の利用を促進することで、国の想定している再エネ比率を大きく上回ることを目指し、排出係数を0.27~0.28と想定している。

2点目は、関西電力での原子力発電所が再稼働され、2016年から2017年にかけて二酸化炭素排出係数が下がったため、温室効果ガスの排出量が減少した。

塩路委員

排出係数の減少が温室効果ガスの排出量削減に寄与しているのであれば、温室効果ガス排出量削減は、原子力発電所の影響がかなり大きいと言える。今後は原子力発電に頼れないことを想定すると、かなり積極的に再エネを導入しなければ排出係数を下げられないので、目標達成は難しいのではないかな。そのような中、この35%という数字がどのように計算されたかが一番の疑問である。

事務局

塩路委員の御指摘はそのとおりであると考えている。

本市は脱原発依存を掲げており、2050年においては、原子力発電に頼らずに、再エネで電力を賄うことを目標としているため、2030年に向けては、まずは省エネと再エネで最大限の取組を行っていく方針となっている。

先日、菅首相が国も、温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すと発言したこともあり、今後、国の取組がどのように変化していくか注目する必要があるが、現時点では、国と同じ取組をしても、我々の目標である40%以上の削減には届かないため、目的意識を高く持って、国を上回

る取組をする必要があると認識している。

太陽光発電パネルの設置に加えて、再エネ由来の電力選択を促し、最大限、取組を進めていきたい。

また、御意見いただいた分散型については、国が地域循環共生圏という考え方を提唱しており、これを強く認識して、取組を具体化していきたいと考えている。

大久保委員

今回の答申案は具体的な数値目標が掲げられ、施策の方針も明確に示されており、非常によく練られた内容になっている。そのうえで、提案と質問をさせていただく。

1点目。具体的に示された「数値目標」と「対策の方向」の間をつなぐ、施策について、「仕組みの構築」という表現が複数記載されている。これについては、例えば、P 25の方針9の「初期費用の負担がない新たな導入手法の推進」など、ある程度新たな仕組みの方向性が示されているものと、現時点では、はっきりと見えていないものがあると思受けられる。現時点では、全ての項目について、方向性を明示することは難しいと考えられるため、P 37の「施策の進行管理」の中で、仕組みの構築状況についても、進捗管理する旨の記載をしてはどうか。

2点目。P 29の方針21までの緩和策には通し番号があるが、P 30以降の適応策の方針には番号がないので、こちらも通し番号を付してはどうか。

3点目。P 1に、審議会における検討と並行して、様々な場を設けて市民意見を取り入れたとある。今回の挑戦的な計画実現には、あらゆる主体の参加が欠かせないため、とても重要なプロセスである。このプロセスから得られた意見のうち、新たに取り入れられた特徴的なものがあれば御紹介いただきたい。

事務局

1点目。2050年に二酸化炭素排出量を正味ゼロにするという目標は、従来の延長線上にある取組だけではたどり着けないものだと思審議会でも指摘されており、そのためには、市民・事業者の主体的・積極的な関わりが重要で、行政としてはその土壌づくりをする必要があると思御意見頂いた。そのような議論のもと、「仕組みの構築」が今回の答申案に盛り込まれたものと認識している。P 37の進行管理への記載方法は、検討させていただく。

2点目。適応策の通し番号についても、表記する方向で検討していく。

3点目。様々な主体が、自発的に取組を行うことが必要という意見を頂き、今回の答申案の全体を通して盛り込まれている。

石川委員

現在の時流を踏まえた内容となっていると感じている。そのうえで、2

点提案する。

1 点目。次期計画の基本方針に、行政や事業者だけでなく、市民に対しても「覚悟を持って取組を進めることが必要」と記載している以上、次期計画が市民の胸に落ちるものでなければならないと思う。この答申案は、審議会から京都市に対してのものであることは理解しているが、グリーンリカバリー、エシカル消費、グリーンファイナンスなどの専門用語は、市民には分かりづらいのではないかと。よって、次期計画を策定するに当たっては、答申案に、市民に分かりやすい言葉や表現を使うよう京都市に求めるという一文があっても良いのでは。

2 点目。京都議定書発祥の地としての責任感と誇りを持って環境施策を推進する京都市に対して、答申では、全庁横断的な体制による対策の推進と記載されているが、市民に覚悟を求める以上、この記述はややぬるいのではないかと。例えば、P 2 7 に次世代自動車の普及啓発を多面的に進めよとあるが、率先して実行する市の立場を考えれば、何年までに全ての公用車を次世代自動車に変えるなどの数値目標を示すことで、市民への範となる姿勢を求めるよう答申に盛り込むべきではないかと。

事務局

1 点目。御提案のとおり、専門用語が多いという指摘は他からも受けており、条例に対するパブリックコメントにおいても、御高齢の方から難解との御意見を頂いた。現行計画においても、用語集を巻末に設けるなどの工夫を行っているが、引き続き分かりやすい内容になるよう努める。

2 点目。地球温暖化対策と言うと、負担や費用がかかるという負のイメージを持つ方がおられることを認識しており、できるだけ負担を少なくし、始めていただきたいという思いを持っている。一方で、脱炭素社会の実現には、あらゆる主体が、それを乗り越えて実行・達成していく必要があるという訴えも重要であると思い、「覚悟」という表現が用いられた。覚悟を求める以上は、市が率先して取組を進めていくことが大切であり、市が事業者として取り組むことを取りまとめた率先実行計画を現在作成中である。その中では、市がやるべきこと、やらなければならないこと等を明確にする予定である。以上を踏まえて、答申の表現を検討したい。

笠原委員

京都市は京都議定書発祥の地であり、地球温暖化対策を先導していく立場にあると考える。この答申案には「主体」という表現が多く使用されており、主体とは市民、事業者、NPO、大学、観光客などであるため、御指摘のとおり、計画は分かりやすいものであることが大切である。本日頂いた御意見を踏まえて、修正させていただきたいと思うが、内容については仁連委員長と私に御一任頂けるか。（一同異議なし）

(2) 次期京都市生物多様性プランの策定について(答申案)

笠原委員 本件は、京都市長から令和元年7月30日付けで本審議会に諮問があり、生物多様性保全検討部会に付議したものである。生物多様性保全検討部会における審議状況を湯本部会長と事務局より説明を願う。

湯本委員 長谷川局長の開会の挨拶にあったが、気象庁が、生物季節観測の対象を植物34種目、動物23種目から、植物6種目9現象に変更すると発表した。寂しくなったという印象を持つ方が多いと思うが、問題はもっと根深いものかもしれない。生物多様性は自然科学の中でも発展途上であり、強固な科学的根拠に基づくというものには至っていないため困難な部分はあるが、生物多様性保全検討部会では、保全原則という共通認識を共有して、生物多様性の損失により京都らしさを損なうことがないように意識して、自然共生のまち・京都の実現に向けた答申案を作成した。また、現行プランは、生物多様性の概念などの普及啓発が主であったが、次期プランは、行動の促進と社会変革が必要と考え、検討を行った。

現在2030年に向けてのポスト愛知目標が国内外において、検討中であることから、京都市における数値目標については、国や国際機関の動向に注視し、柔軟に対応したいと考えている。

事務局 (資料説明)

笠原委員 御意見や御質問があれば、発言を願う。

一原委員 市民の立場から感じたことを2点お伝えしたい。

1点目。コンセプトの方向性が分かりにくいと感じた。例えばP1の「はじめに」では「自然共生社会への変革を起こす必要がある」とあるが、その後の記載では、「京都のかけがえのない歴史や文化は、自然との共生により育まれてきた」とあるように、京都市には古くより自然との共生の文化が根付いていることが強調されている。よって、方向性が分かりにくい「変革」よりも、「発展」や「回帰」という表現を用い、これまでの積み重ねを引き継いでより高めるという方向性を打ち出す方が分かり良いのではないか。また、生物多様性の危機が起きている原因について、持続可能な利用ができていなかったことにも触れると、より分かりやすくなるのではないか。

2点目。P28の評価方法について、生物多様性の状態を端的に表す指標がなく、定量的な評価が大変難しい分野であることは理解したが、他方で、何かしらの数値的な目標を掲げることで、市民がどこに向かえば良いかが分かり易くなるため、示していただきたい。例えば、認証制度

等の活用の話があったが、可能な範囲で透明化し、P 28にあるA～D
というような総合評価ではなく、もう少し詳細な評価をしていただくと、より良いと思う。

事務局

1点目のコンセプト方向性について。2050年のあるべき姿として「自然共生のまち・京都」を掲げている。京都市は昔から自然とともに歩み、それを基に、自然共生の社会を目指してきたが、現状のままで良いというわけではないので、「自然共生社会への変革を起こす必要がある」と表現した。

2点目の評価について。定量的なものを1つ設けるのは難しいことから、現時点では、各指標に様々な項目を挙げ、その推移を総合評価していかうと考えている。御提案のとおり、認証の取得数など、定量的な目標を設定することは重要と認識しており、そういう視点も取り入れながら、総合的に判断していきたいと考えている。

評価方法は、プラン策定後も引き続き検討するため、より良い評価方法となるように検討を重ねたい。

橋本委員

企業の立場からすると、生物多様性は、どのように行動すれば良いのか分かりにくいテーマであり、悩ましいと感じている。今回の答申案のP 15に「プラスチックごみの削減」、「地球温暖化緩和」と記載されており、企業として行うべきことが少し言及されているが、環境保全は当然実施していくものであり、生物多様性保全の活動として、どのようなことを行えば良いか、また何ができるのかが非常に分かりにくいので、明確に示していただき、今後我々が活動を検討する際に、役立てたい。例えばフタバアオイを育てている企業があるが、育てるだけで良いのかという疑問があるため、明確な目標設定をしていただけると有り難い。

事務局

生物多様性に関する企業の取組は、今までも例えばK E Sや京都市の京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度などに参画していただき、フタバアオイ等の希少種の保全に取り組んでいただいている。P 29に私たちにできることを例示しているが、市民に限らず、事業者も対象としているため、次期計画においては、より分かりやすく伝えられるよう検討する。それを参考として、今後とも、企業ならではの取組を行うことで、生物多様性保全につなげていただきたいと考えている。

湯本委員

質問の趣旨は、企業がC S Rではなく本業に沿った内容で、どのようなことができるのかを知りたいというものであると理解している。事業には、様々な業種・業態があり、それぞれの企業により生物多様性に与える影響が異なっている。本答申案には記載できていないが、次期プラ

ンにおいては、業種をある程度分類し、それぞれで推奨されることや制限することをいくつか例示する予定にしている。

一原委員指摘の評価指標について、端的に表す指標がないため、複数の要素を複合的に組み合わせるという考え方であるが、どの指標を用いるかは現在整理しているところであり、ポスト愛知目標等の動向を注視し、京都市の生物多様性保全の評価方法を決定する予定である。

坂野上委員

2点質問をさせていただく。

1点目。P 2に注釈があるが、「生物多様性の持続可能な利用」という表現に違和感がある。調べたところ、このような表現はあまり使用されておらず、「生物多様性の保全と持続可能な利用」であれば一般的に多く使われている。この場合、「持続可能な利用」は生物多様性の持続可能な利用ではなく、「生物多様性の構成要素」や「生物資源」の持続可能な利用という意味である。どういった理由で「保全」を省いたかを、議論されていれば教えていただきたい。

2点目。P 1 1に「ウナギやサンマの数が大幅に減り」とあるが、減ったのは生息数か漁獲数かどちらであるのか。

答申案の感想として、重要なポイントは、「知るから行動へ」や「覚悟を持って緊急に行動する」と読み取れたが、「知るから行動へ」については、知っているけれども行動が伴っていないから次は行動しようという意図であれば、皆が十分に知っているとは思えないため、知ること、知らせることも引き続き行っていく必要があると考えているが、その点についてはあまり触れられていないと感じた。

事務局

「生物多様性の持続可能な利用」について、次期プランにおいては、保全よりも利用に重点を置くことを意図してこの表現となった。補足説明の仕方を検討する。

ウナギやサンマの数については、生物多様性の現状を説明するために例示しているもので、ウナギやサンマの生息数や漁獲数などの具体的な数字まで言及したわけではないが、適当な表現を検討する。

「知るから行動へ」については、現行プランは啓発に重点を置いていたが、次期のプランでは、行動に移すことも大切と考え、このような表現となっている。知ることの重要性は十分認識しており、引き続き普及啓発を実施していく。

湯本委員

「生物資源の持続的利用」という表現は一般的に使われるが、例えばウナギであれば、ウナギの餌やウナギの生息環境、フタバアオイであればフタバアオイそのものだけでなく、土壌や森林環境などその周辺も含めた生態系全体をいかに利用していくのかということについて適切な

言葉が無いことから、変則的な表現ではあるが、今回この表現を採用し、P 2 の注釈でその意図を示したつもりである。

ウナギやサンマの数については、例示するには根拠が乏しいという意見が部会内でも出ていたので、改めて検討する。

「知るから行動へ」については、生物多様性に対し「絶滅危惧種を守ること」、「外来生物を駆除すること」という反応や解釈が非常に多いため、実践行動を通じてさらに深く、生物多様性や生態系について知ることが必要と考え、この表現となった。

仁連委員

湯本部会長の御発言にもあったとおり、一般の方にとっては、生物多様性は、絶滅危惧種のイメージが強いのではないかと考える。次期プランは全体的によくまとまっているが、生物多様性の定義が示されておらず漠然としているため、分かりづらい。私は、多様な生物が生存することによってそれぞれの種や遺伝子が生存し持続する関係性こそが生物多様性だと考えている。そのような定義がないと、自然から離れた市街地に住んでいるから関係がないと興味関心を持ってもらえない可能性がある。定義を加え分かりやすくなれば、このプランの記載されている内容が理解し易くなり、より市民に伝わるのではないか。

事務局

現行プランには生物多様性の定義を記載しているが、御指摘のとおり、次期プランについても、生物多様性の定義を明記することを検討したい。

大久保委員

坂野上委員の「生物多様性の持続可能な利用」という表現が一般的ではないという御指摘に対して、今回のプランでは保全と利用のうち、利用に重点を置きたいという点は理解した。ただし、生物多様性基本法では、生態系の「構成要素」を利用することが定義されており、そのことを指摘しておられたので、新しい用語を使用するとしても、生物多様性基本法での定義を踏まえる必要があるのではないか。

また、P 1 6 に、「当面の主な取り組み」は「早急に取り組むべき」、また「充実すべき取組」と説明されており、プラン策定後も行う取組と整合させるため固定されていないという意味でこの表現を使われていると考えられるが、当面という言葉は一般的に期間を示す。この当面が示す期間が、2030年までの10年間なのか、それとも計画期間の前半数年なのかが不明瞭であるため、明確にしておいた方が良いのではないか。

事務局

「生物多様性の持続可能な利用」については、分かりやすい補足説明を検討する。

当面の主な取組については、本文中にあるように早急に取り組むべき、

また、充実すべき取組という意味で使用しており、取組によっては、その後は関連の取組と融合していくものもある。つまり、期間中ずっと続くものもあれば、改良していくものもあるという意味であるが、誤解を招かないような表現にすることを検討したい。

笠原委員

本日頂いた御意見を踏まえて、修正させていただきたいと思うが、内容については湯本部会長と私に御一任頂けるか。(一同異議なし)

では、頂いた御意見に基づいて修正を行っていく。

次期京都市地球温暖化対策計画の策定に当たっては、答申案において、森林や農地を含めた5つの分野で合計21の方針が示され、具体的に先が見通せるようになった。次期京都市生物多様性プランの策定に当たっても、答申案において、4つの目標の下、合計17の施策が示されており、方針が明確になった。双方ともに、本日頂いた御意見を踏まえて修正の検討が必要な部分はあるが、充実した内容となった。地球温暖化対策委員会及び生物多様性保全検討部会に対しては、答申案を頂いたことを環境審議会として感謝したい。

なお、2つの答申については、11月24日に、環境審議会を代表して、私と仁連委員長及び湯本部会長から京都市長に提出することを予定している。

3. 報告

京都市環境基本計画の中間見直し(案)について

笠原委員

小幡部会長及び事務局から報告を願う。

小幡委員

環境基本計画評価検討部会において、京都市環境基本計画の中間見直しを検討した。見直し案には、本日審議した次期京都市地球温暖化対策計画案、次期京都市生物多様性プラン案等の内容を反映させ、さらに、前回の審議会でも話題となった新型コロナウイルス感染症への対応も盛り込んでいる。詳細は事務局から説明する。

事務局

(資料説明)

笠原委員

御意見や御質問があれば、発言を願う。

小杉委員

長期的目標1の客観的指標の見直しについて、エネルギー消費量の削減率と再生エネルギー導入量の指標を温室効果ガス総排出量削減率に一本化するという予定であるが、本日の審議でも議論があったように、例えば、原子力発電所の再稼働により二酸化炭素排出係数が減少すると、エネルギー消費量が増えているのに温室効果ガスの排出量が削減されるということも起こりうるので、指標を温室効果ガス総排出量削減率に一本化してしまうと、京都市におけるこの分野の努力が計りに

くくなる懸念がある。今後の再生可能エネルギーの拡大の重要性を考えると、必ずしも一本化する必要はなく、残しておいた方が良いのではないか。

事務局

御指摘を踏まえて、指標の設定を検討したい。

池本委員

新型コロナウイルス感染症の影響について、観光客が減ったことにより環境が改善した側面があると思う。しかし、京都市は観光業が盛んで重要であり、今後は、観光客の数も現在より回復してくると思うが、その際に、改善された環境を持続するために、どのような対策が検討されているのか。

事務局

池本委員の御発言のとおり、一時期は観光公害とも言われる、観光による環境面での影響も見られたが、観光客の減少により落ち着いている。現在は、G o T o トラベルキャンペーンにより客足が戻りつつあるが、本市では、客足が戻っても、環境面で新型コロナウイルス流行以前のような状況には戻らないように、環境と観光を調和させる計画を観光部門で検討されており、市民の皆様にも喜んでいただけるような観光施策を目指す。

4. 閉会